

# 統合保育 —集団生活における子どもの育ちを探る—

志方 俊江

Integrated Childcare:  
The Development of Handicapped Children in Group Situations  
Toshie SHIKATA

児童福祉法第24条によれば「市町村長は保護者の労働又は疾病などの事由により、その監護すべき乳幼児又は39条第2項に規定があると認めたときは、それらの児童を保育所に入所させて保育しなければならない」とある。統合保育とは、保育に欠ける児童の中で、心身に障害を有する児童を保育するものであるが、従来は家庭を基盤としてその障害の特性に応じて専門機関において、医療訓練等に重点がおかれていきたが、健常児との集団保育を行うことが障害児の心身の発達に目覚しい効果をあげることが認識されるようになり、健常児にとっても障害児と共に生活することによってその成長に好ましい影響を与えることが理解されるようになってきている。

障害児は、子ども同士の関りのなかから、様々な刺激を受け、社会生活に必要な基礎的能力を身につけ、保育者と保護者の介助を受けながら著しく成長していくことができる。保育者自身も個別的な対応に心がけるという保育の基本を障害児保育から学ぶことができるなど、統合保育には意義の深さがある。

本稿では、一人ひとりの特性を受け入れながら統合保育をすすめる保育所の実態をさぐる。

## はじめに

統合保育は、障害児（者）が地域において当たり前の生活が営める社会を目指す「ノーマライゼーション」の考えにそった保育方法である。障害をもった子どもと健常児が一緒に生活し、遊ぶことを通して、共に「育ち」の体験をすることができる。また、集団の中で互いにふれあう生活を経験することにより双方に社会生活に必要な基礎能力が身につくとともに、子どもの人間性及び心身の発達に好ましい影響を与える。

統合保育により「共に育ちあう」関係が成立し、「生きる力、生きていく力」を得ることができる。そこでは、子どもを援助する保育者の存在も重要な役割を担っている。

障害児に関わる保育には、統合保育、分離保育、交流保育などの保育の方法があるが、一人ひとりの障害児に適した保育方法により、生きる力が育まれ、親も保育者も一緒に喜びあえることを願っている。

### 1. 障害児保育の流れ

障害児保育は、当初障害をもつ保護者の草の根運動から始まり、それに呼応して保育所における障害児保育も進められた。1994年（昭和49年）に制度化され、厚生省（現・厚生労働省）が指定保育所で試行的にはじめ、その後1989年（昭和64・平成元年）以降は、特別保育事業の一つとして位置付けられている。

保育所における障害児保育の対象には、次の規定がある。

- ①日々通園が可能であること
- ②集団保育が可能であること
- ③保育に欠ける状況であること
- ④中程度の障害であること等

保育所に通う障害児にとっても、障害児通園施設における専門的治療、訓練を受けることの重要性が認識され、1998年（平成10年）の通達「保育所に入所している障害をもつ児童の専門的な治療、訓練を障害児通園施設で実施する場合の取り扱いについて」により、保育所に入所している障害児の通園施設への通所が可能となった。

### 2. 研究の目的

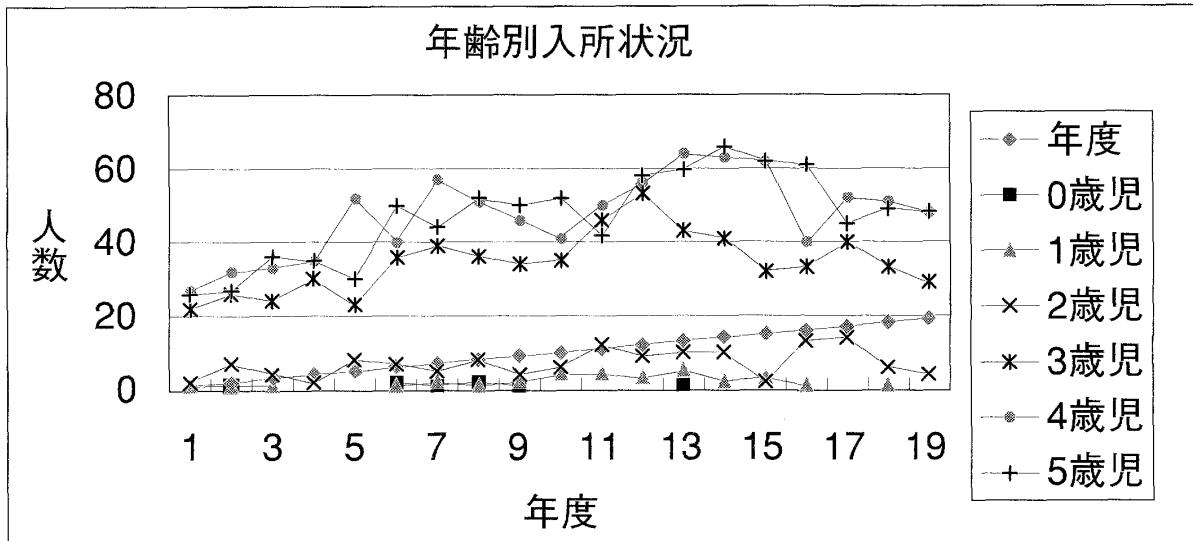
人間形成においては早期教育が大きな役割を占めていると伝えられている。本稿は、家庭や通所施設などと専門機関との連携及び集団生活の中での発達段階を把握するとともに、統合保育の利点及び問題点を探ることを目的とする。

### 3. 研究方法

- ①障害児受け入れ保育所の実態より考察する。
- ②保育者、保護者からの聞き取り調査を行う。

#### 4. 年度別受け入れ児童数

下図は、T市の年度ごとの障害児の受け入れ数をグラフ化したものである。



このグラフから、T市では、3歳未満児の障害児の受け入れ数が増加していることがわかる。2歳児においても増減の変動が見られるものの増加の傾向にある。これは、親が早くから自分の子の障害に気付き、専門的支援を求めるようになってきているという、障害児保育に対する親の意識の高まりの表れとみてよいだろう。

#### 5. 障害児保育の実践記録

以下は、T市の障害児受け入れ保育所における実践記録である。

##### ① 事例1

症例 口・顔・指症候群Ⅰ型 入所時3ヶ月 現在5歳児 女児

3歳～4歳の頃の姿	5歳の姿（現在）
<ul style="list-style-type: none"> <li>食事は口に入れても、飲み込むことができなかつたが、四歳になってからは、魚やみかん等飲みにくい物は、口にたまってしまふが少しづつ飲み込むようになる</li> <li>好きな食べ物はつまんで口にいれる</li> <li>言葉は「アー」と声をあげたり時にはブーブーなどの発声だけであったが、「おわり」「痛い」といったり、保育者に伝える事と、言葉が一致するようになる</li> <li>排泄は紙パンツを使用し排尿、排便しても知らせなかった</li> <li>つかまり立ちをしたり、膝でハイハイをしている状態から、足を交互に出し一本橋を渡れるようになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事は30分程度で食べられるようになり、好きな物はおかわりする</li> <li>箸を使って自分でたべる</li> <li>咀嚼しにくい献立のときは、「チョキ、チョキして」と言えるようになる</li> <li>言葉は自分の気持ちを代弁してもらうと、真似して言う</li> <li>一日パンツで過ごす。排尿の失敗はほとんどないが排便はできない</li> <li>集団遊びに自分から参加することが多くなり、外で走ったりして遊ぶようになる</li> <li>社会性、情緒面では集団遊びに参加するが、負けたり、自分の思い通りにならないと泣いたり、怒ったりする</li> </ul>

## ②事例2

- ・症例 知的発達障害 入所時3歳 現在5歳 男児
- ・生育暦 鉗子分娩 保育器使用 発熱時にひきつけをおこす
  - 首のすわり (4ヶ月) 寝返り (6ヶ月)
  - はいはい (8ヶ月) つかまり立ち (9ヶ月)
  - 伝い歩き (9ヶ月) 歩き始め (11ヶ月)
- ・関係機関 保健センター

入所当初の姿 (4歳)	現在の姿 (5歳)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着きなく動きまわる</li> <li>・危険が察知できない</li> <li>・急に泣いたり、はしゃいだりする</li> <li>・物事に固執する</li> <li>・食事は嫌いな物は後にするが、嫌がらずにたべる</li> <li>・自分より弱い子、小さい子に対して攻撃的なことがある</li> <li>・子ども同士で関わりたいがスムーズにできない</li> <li>・友達の物を取ったり、たたいたり、蹴ったりする行動がみられる</li> <li>・言葉が不明瞭のため、うまく伝えることが出来ない</li> <li>・乗り物の玩具、絵本、ままごと、砂遊びを好む</li> <li>・ほしい物が母親に伝わらないと、怒り駄々をいう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日の流れを理解して、自分から行動する</li> <li>・登所すると事務所に入り、声をかけてもらうと安心してクラスの活動に入る</li> <li>・何でも食べる</li> <li>・保育者や、友達の話は、理解し会話ができる</li> <li>・言葉が不明瞭で伝わらないことがあるが多いが、積極的に話かけてくる</li> <li>・遊びを通して友達との広がりが増える</li> <li>・三輪車に乗る、パズルなどの好きな遊びのときは、集中している</li> <li>・友達の名前を覚え、一緒に遊ぶようになる</li> <li>・遊びへの発展性がなく、すぐに飽きてしまう</li> <li>・保育者が一緒に遊びに入ると遊びが持続する</li> </ul>

## 6. 保育者の関り

以下は、上掲の2つの事例における保育者の関りを把握するために行った聞き取り調査の結果を、保育者の側からまとめたものである。

## ① 事例1の場合

口顔指症候群は、口腔内と顔面と指との奇形の組み合わせを特徴として九型以上に細分化されるもので、4万～5万人にひとりの頻度で発生するといわれている障害である。

女児は、入所当初ミルクの飲みが悪かったため、保育者は、少量のミルクを時間をかけて飲ませるようにした。その際、飲ませ方や時間帯を考慮し、愛情をもってスキンシップに心がけた。

母親に対しては、子育ての楽しさを知ってもらうために、保育所で機嫌よく過ごしている状況を具体的に日々話し、子育てが楽しいことであることを感じ取ってもらうようにした。

3歳児になってからは、咀嚼しづらい食品に配慮をするなどの食事面や生活面での援助に対して保育者全員が共通理解を図り、取り組んだ。

運動面では本人のやりたい気持ちを見守り、様子をみながら必要な時に援助をし、やり遂げた満足感を味わわせるようにしている。

遊びにおいても、他児と差がついたり友達の何気ない一言が出たりするが、保育者がフォローし、本児が傷つかないように心がけている。

現在、排便の失敗がみられるが、それは便秘が大きな原因と思われる所以、3食食べる大切さや食物纖維の多い食品を知らせ、少しでも便秘を改善していくように働きかけている。汚れたパンツは、直ぐに取替え、保育者と一緒に洗うことで、排便の失敗を意識できるようになる。また、遊びのときには、左手を使うように促し、指先を使う機会を多く作るようにしている。

## ② 事例2の場合

保育所入所一年が過ぎ、食事も何でも食べることができるようになり、紙パンツから布パンツにかわり、トイレもスムーズにいけるようになってきている。

本児の気持ちを察知し、保育者が言葉を置き換えて確かめるとともに、保育者は正しい言葉や発音をその都度くりかえすようにしている。遊びを通して物事の良し悪しも丁寧に伝えていくようになると、保育者に打ち解け、喜んで保育所に登所するようになってきた。

子ども同士の関わりが出来なかった時は、保育者が遊具の貸し借りを仲立ちし、出来るだけ友達と一緒に遊ぶように意識的に援助するようにした。

現在は、友達の名前も覚え、一緒に遊ぶ姿が見られるようになってきたが、これからも大勢の友達との関わりが広がるように働きかけていく。なお遊びに集中し、遊びが持続するほどに遊びこめるよう見守っていくようとする。

## 7. 保育所での受け入れ児の症例と手帳の有無

表1は、保育所における障害をもった子どもの受け入れの実態及び児童相談所や療育センターなどの専門機関との関りを調べるために、T市における受け入れ児の障害の症例と手帳の有無を年度別にみたものである。

①年度別内訳 表1

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
精神発達遅滞	115	131	150	149	138	125	102	108	97	87
言葉発達遅滞		1	2	6	10	8	6	5	4	3
ダウン症候群	15	13	14	10	8	6	11	11	10	9
自閉的傾向		1	1	1	1		2			4
身体障害	6	6	9	10	9	14	10	2	20	19
その他	2	2	3	7	16	9	17	25	9	16
身体障害者手帳	5	3	6	11	18	12	20	17	17	28
療育手帳	8	9	13	9	13	11	28	32	39	34
その他	125	142	160	163	151	139	95	102	84	76

症例においては、「身体的傾向」「身体障害」「その他」が、10年前に比べて増加の傾向にあることが見て取れる。また症例の中で圧倒的に多いのは、「精神発達遅滞」である。

身体障害者手帳及び療育手帳の保持者も増加の傾向にあるが、障害児全体からみれば手帳の保持者は多いとはいえない。

## 8. 統合保育の利点と問題点

以上の調査の結果を踏まえ、統合保育の利点と問題点を整理すると、それぞれ、次のような点が挙げられる。

### 【利点】

- ① 健常児がハンディをもった友達がいることに気付く。
- ② 遊びを通して思いやる心が自然に育つ。
- ③ 特別視することなく一緒に仲良く遊ぶ。
- ④ 専門機関との連携をとることで、子どもへの関りが一体となる。
  - ・保育者が専門的な知識や技術を得ることができる。
  - ・保護者と指導内容を共有して子どもの保育に関することができる。

### 【問題点】

- ① 表1に示されているように、障害の異なる子どもたちが入所してくるが、一般的に、

- 幼稚園・保育所において障害児保育の方法に関する知識や技術をもつ保育者が少ない。
- ② 障害の種類や程度に応じた教材、教具、備品、設備が不十分なことが多い。
  - ③ 視聴覚障害、視覚障害の子どもに対しては、健常児との関りのなかで、困難をきたすことが考えられる。
  - ④ 保育者が子どもの保育について親に相談する場合、親の理解を得ることに苦労することがある。
  - ⑤ 保護者が健常児の姿と自分の子どもとを比べて焦りを抱き、保育者への期待感が大きくなる。
  - ⑥ 療育手帳等を持たない子どもが多く入所してくることが、表1よりうかがえる。

## 9. 障害のある子どもの家庭との連携

統合保育の問題点を少しでも解決していくためには、次のような家庭との連携が必要不可欠であろう。

- ① 親を勇気づけ、子どもの成長と共に喜び合えるようにする。
- ② 親の気持ちを受容する。
- ③ 子どもの発達を細かく知らせる。
- ④ 子どもが楽しく充実している姿を理解してもらうために参観の機会を設ける。
- ⑤ 専門機関に通所する時は、保育者も一緒に同行する。

## おわりに

統合保育は、障害の種類や程度により関り方が異なる。軽度の障害の子どもに対しては、特別視することなく、一人ひとりの個性や、発達に合わせて保育することが望ましい。

健常児も障害のある子どもも、一人ひとり個性ある存在である。障害のある子どもの発達は健常児とは多少異なるが、将来の可能性を秘め成長している。保育者は、一人ひとりの発達を見極め、その発達に即した保育を展開していくことが重要である。健常児であれば、三歳未満児、特にゼロ歳時に関ることと同様に考えて見守る姿勢が大切である。

統合保育を一層推進していくに当たっては、次のようなことが課題となろう。

- ① 健常児と障害児が共に育ちあう保育を展開するために、専門的な知識をもった保育者を養成するために機関を増やす必要がある。
- ② 受け入れ態勢と子どもへの関りに対する、障害者担当者と保育所職員との共通理解を図ることが重要である。
- ③ 家庭との連携を蜜にとり、親の不安を取り除き、子育ての喜びを分かち合える保育者の寛大な姿勢が望まれる。

④保育所、幼稚園における障害児の受け入れ態勢を整える必要がある。

参考文献

『保育小六法』 保育法令研究会監修 中央法規出版

『保育用語辞典』 森上史朗・柏女靈峰編 ミネルバ書房出版